

平素より、(社)大阪ESCO協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1997年の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」で、わが国は2008年から2012年の目標期間における温暖化ガスの排出を、1990年比で6%削減することを公約しました。

また、2009年9月の国連気候変動首脳会合において、わが国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減することを表明しました。さらに、最近の動きとしては、新成長戦略(基本方針)が、2009年12月30日閣議決定され、その中で「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」について強みを活かす成長分野として位置づけられています。

いずれにしましても、これらを実現するためには、省エネルギー促進などに係る専門的技術と多くの資金を必要としますが、施設保有者や事業者の多くにとりましては、十分な取り組みが困難な状況であります。

こうした中で、ESCO(Energy Service Company)事業は、わが国の省エネルギー推進に、大きな役割を果たすものと考えられ、1996年以降、資源エネルギー庁や(財)省エネルギーセンターにおいて、ESCO事業の条件整備や可能性についての検証が行われたところです。

そして、2001年に大阪府の府立母子保健総合医療センターで、全国初の民間資金活用型ESCO事業の提案公募がスタートしました。以後、大阪府では着実に提案公募が実施され、大阪府内においても毎年数件提案公募が実施されるようになってきており、関西におけるESCO事業については、これから本格的導入が計られるものと期待しております。

今後、E S C O事業が大きな成果をあげるためには、更なる普及・啓発とあわせて、社会的認知・信頼の確保を目的とした事業のバックアップなど、諸制度の構築が課題であります。この課題に取り組むと共に、大阪におけるE S C O事業推進を図るために、2004年8月に任意団体として発足し、その後の活動を踏まえ、2007年3月に社団法人として設立されたのが当協会であります。大阪に限らず関西全域を含めた、E S C O事業の推進組織として発展を図るとともに、事業の一層の普及をめざして、現在一丸となって取り組んでいるところです。

つきましては、厳しい財政状況下ではありますが、世界的にみても温暖化防止対策が喫緊の課題であることに鑑み、関西のE S C O事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、平成23年度政府予算編成、税制改正や補助金運用の要件緩和等に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成22年10月

社団法人大阪E S C O協会

会 長 吉田 治典 (岡山理科大学総合情報学部建築学科  
教授 京都大学名誉教授)  
副会長 加藤 晃規 (関西学院大学総合政策学部教授)  
副会長 相良 和伸 (大阪大学大学院工学研究科教授)  
副会長 野村 英昭 (大阪府住宅まちづくり部公共建築室  
設備課長)  
副会長 三品 孝 (ダイキン工業株式会社カスタマー  
サポートセンター技術グループ長)

## I. 国、独立行政法人等におけるE S C O事業について

環境配慮契約法（平成19年施行）の基本方針には国、独立法人等の施設についてE S C O事業導入のフェージビリティ・スタディ（実行可能性調査）を実施し、E S C O事業を可能な限り幅広く導入するものと規定されているところであり、その積極的な実現をお願いしたい。

## II. 平成23年度補助金、税制等の要望について

### 1. 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金（経済産業省予算）

[概要] 業務用高効率空調機など高効率エネルギーシステムの導入に際して、対象費用の1/3を補助

- 省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるE S C O事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。
- E S C O事業への本補助金適用を検討したところ、工事工程上最長2年度が認められるものの、原則単年度でかつ年度末までに事務手続きを完了させる必要があり、年度毎の申請が必要なので、柔軟な取り扱いをお願いしたい。
- 自社製品又は関係会社からの調達に関しては利益等排除として補助の対象範囲外となるが、市場価格と認めていただき適用緩和を要望する。
- 既存システムからの高効率システムへの更新では、機器類の撤去・処分が発生するが、補助金対象外となっている。必然性のある部分について補助対象とすることを要望する。

## 2. エネルギー使用合理化事業者支援事業（経済産業省予算）

[概要] 既設の事業所への省エネ機器・技術の導入に必要なとなる費用の1/3補助。重点支援事業項目あり。

- 省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるESCO事業の円滑な遂行ができるよう、制度の継続を要望する。
- 国立大学附属病院の場合は独立採算とみなされ補助金対象となっているものの、国立大学のその他施設に関しては国からの二重補助とみなされ対象外となっている。国立大学も国立大学法人となり、企業会計手法が導入され独立採算が求められており、自己収入（入学金・授業料・競争的研究費・病院の診療報酬等）で賄えない部分を運営交付金で補填されるのは、病院もその他の施設も同じである。国立大学のその他施設についても補助金対象となるよう、要件緩和を要望する。
- 既存システムからの高効率システムへの更新では、機器類の撤去・処分が発生するが、補助金対象外となっている。必然性のある部分について補助対象とすることを要望する。

## 3. （中小企業向け）省エネルギー計測監視設備等導入事業助成金（経済産業省予算）

[概要] 技術的、資金的な要因により省エネルギー対策が困難な状況にある中小企業者を対象として、独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて、エネルギー消費量の見える化を通じた対策を実施する事業費の1/2以内を補助

- 省エネルギーのポテンシャルの高い中小企業に対してESCO事業を普及するには、BEMS導入による見える化は必要であり、今後ESCOを推進するた

めに制度の継続を要望する。

- 中小企業に対するE S C O事業普及のために、E S C O事業のスキームを活用する省エネルギー推進に対して支援をお願いしたい。

#### 4. 住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業（国土交通省予算）

[概要] 省CO<sub>2</sub>の実現性に優れた住宅・建築プロジェクト等の整備費等の1/2を補助

- 省エネ・省CO<sub>2</sub>推進方策であるE S C O事業の円滑な遂行ができるよう、引き続き制度の継続を要望する。

- 補助額は、省CO<sub>2</sub>実現の為の工事費等について、「提案された先導的取組みを実現するために必要となる部分」を対象として、その1/2以内と規定されているが、「提案を実現するために必須となる関連部分」について弾力的な運用をお願いしたい。

#### 5. 建築物省エネ改修推進事業（国土交通省予算）

[概要] 既存のオフィスビル等の非住宅建築物の改修に関して1/3を補助

- 省エネ推進方策であるE S C O事業の円滑な遂行ができるよう、引き続き制度の継続を要望する。
- 補助金額を対象改修費の1/3から1/2に増額するとともに上限額5000万円/件の上積みをお願いしたい。
- 工場・実験施設・倉庫等の生産設備を有する建築物は補助対象から除外されているが、生産設備の範疇でない学校等の実験施設などについては、補助対象とするような柔軟な取り扱いをお願いしたい。

6. 地方公共団体対策技術率先導入補助事業（環境省予算  
[概要] 地方公共団体（GND基金交付団体を除く）を  
対象に、地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温  
暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計  
画に従い、効果的なCO<sub>2</sub>排出量削減を実現するため、  
先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先  
的に相当規模で導入する取組（例えば太陽熱利用冷暖房  
システム、地中熱ヒートポンプ）に対して、設備費等の  
必要な費用の一部を補助する。（補助率：1/2）
- 引き続き制度の継続と補助事業対象団体の拡大を要望  
する。
  - 選定したCO<sub>2</sub>削減対策事業の解釈範囲（事業実現に必  
要な関連工事）の拡大をお願いしたい。
7. エネルギー需給構造改革推進税制に対する控除額及び適  
応対象法人の拡大（経済産業省）
- [概要] 青色申告を提出する法人が指定期間内（平成24年  
3月31日まで）に新品のエネルギー需給構造改革推進  
設備を直接購入し、かつ1年以内に事業に使用した場合  
は特別償却又は、税額控除（中小企業に限る）が可能。  
また、平成21年4月1日～平成23年3月31日まで  
の間に該当設備を取得した場合には、即時償却が可能。
- 税額控除の拡大、即時償却期限の延長及び適応対象法人  
の範囲の拡大をお願いしたい。
  - なお、グリーン投資減税などへ移行した場合も、長期の  
適用期限延長、適応対象法人の範囲拡大を要望する。

8. 省エネ・省CO<sub>2</sub>の高効率機器導入への優遇税制  
(経済産業省、環境省)  
○高効率機器導入に対して、固定資産税の減免及び軽減措置をお願いしたい。
9. 国内製品CDM制度について(経済産業省・環境省)  
○ESCOを活用した省エネルギー機器の普及策として、省エネ機器に買い替えた場合のCO<sub>2</sub>削減量を認証し、政府が有償で買い取る制度の導入検討をお願いしたい。
10. 官民ファンドについて(財務省、経済産業省、国土交通省、環境省)  
○今後、官民連携ファンド創設の際には、ESCO事業普及や省エネルギー改修にも同様のファンドを活用できるよう検討をお願いしたい。
11. ESCO事業の普及について(財務省、経済産業省、国土交通省、環境省)  
○ESCO事業の普及や発展に努めている法人への支援を要望する。  
○特に中小事業者向けESCO事業実施時のデフォルトリスクに対する国の補償などの施策を要望する。  
○またESCO事業者が実現した省エネ量、省CO<sub>2</sub>量に対し、実績に見合った優遇措置なども検討をお願いしたい。

以上